

## 空き家利活用にご協力を

町では少子高齢化、人口減少に歯止めをかける対策の1つとして、移住・定住施策に取り組み、町内の空き家活用を促進しています。現在利用希望の方々にご紹介できる空き家数が不足している状況です。

空き家に人が住むことで地域活性化や担い手不足の解消、管理の負担軽減、防犯対策にもつながります。空き家をお持ちの方は利活用にご協力をお願いします。「貸しても構わない」、「売りたい」などはもちろん、「荷物の処分に困っている」、「修繕が必要な空き家を持っている」などのご相談もお受けしています。

### 私たちが移住相談員です



あきもり たみこ  
秋森 多美子



さかもと こうせい  
坂本 恒星



こばし ありさ  
小橋 亜梨沙



じんの たつろう  
神野 達朗

移住相談員は、移住相談をはじめとした移住支援や空き家の掘り起こしなどを行っています。空き家の見学や空き家探しをして町内を歩いていることもあり、姿を見かけたらお気軽にお声がけください。

## 黒潮町空き家住宅改修費等補助金

空き家の利活用は修繕が必要な場合があり、それには個人負担がともないます。

空き家活用促進や負担軽減を目的として、空き家のリフォームや水回りなどの改修、荷物の処分などに係る費用を補助する制度があります。

◆補助経費 住宅改修や荷物処分などに要する経費(ただし、空き家を原則賃貸する場合に限る)

※一部対象外のものがあります。

◆補助金額 50万円～70万円(補助率10分の10)

※状況によって上限額が変わります。

◆補助対象 空き家所有者または利用者(相続関係にある者を除く)

※本年度3月10日までに事業を完了する必要があります。

事業完了から10年間は、住宅に居住がなくなった場合、町の空き家バンクに登録するなど、利用希望者の居住のために活用する必要があります。また、この制度は、木造住宅耐震補助事業と併用することができます。

○お問い合わせ

本庁企画調整室 地域振興係

☎ 43-2177

## 黒潮町宮川奨学資金の貸与について

町では、教育の機会均等を図り、社会の健全な発展に寄与するとともに、有為の人材を育成することを目的に、学資の貸与を行っています。通常3月1日までに申請をしていただいておりますが、年度途中で経済状況が変わった場合の申請も受け付けていますのでご相談ください。

### ◆奨学生の資格

- ①申請者および保護者が本町に引き続き3年以上居住している方
  - ②優秀な学徒で高等学校以上の学校に入学ならびに在学し、修学の志を有するにもかかわらず、経済的理由により修学または入学困難と認められる方
  - ③品行方正、向学心旺盛、志操堅実で在学学校長の推薦がある方
- ※奨学生は「黒潮町宮川奨学資金資格選考委員会」の意見をもとに教育長が決定します。



### ◆奨学金の額

- ①高校またはこれと同程度の学校の奨学生 月額2万円以内
  - ②大学またはこれと同程度の学校の奨学生 月額3万円以内
- ※奨学金は無利息です。

◆奨学金の貸与 貸与決定から9月までの1回および10月の1回、年2回に分けて貸与します。

◆貸付の期間 その学校における正規の修学期間を限度とします。

### ◆奨学金の返還

卒業の月の1年後から、奨学資金貸付年数の2倍以内の期間内に、全額を半年賦で返還してください。

◆申請の手続き 申請の手続きおよび提出書類については、下記までお問い合わせください。

○お申し込み・お問い合わせ 本庁 教育委員会 学校教育係 ☎43-0044